

障がい者を理由とする差別解消のための職員対応要領（検討案）の概要

障がい者支援課

1 趣旨

障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）第 10 条において、地方公共団体は国が定める基本方針に即して「職員対応要領」を定めるよう努めることとされている。

そこで、本県では、職員が事務事業を行うに当たり、障がいを理由とした差別を行わないよう適切に対応するための事項を定め、具体的な差別行為や望ましい合理的配慮も例示した「職員対応要領」を作成する。

2 目指す姿

障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として「居場所と出番」を見出すことのできる“共生社会”



障がい特性に配慮し、誰にも
平等な権利や機会均等を確保

- ・ 障がいのある人の社会参加を阻む事物や観念等の「社会的障壁」を取り除く
- ・ その中でも「障がいを理由とする差別」の解消を推進

3 すべての県職員は、不当な差別的取扱いをなくします

不当な 差別的取扱い	「障がいがある」という理由で、障がいのない人と比べて区別、排除、制限又は条件を付ける等の異なる取扱いをすること。
---------------	--

4 すべての県職員は、合理的配慮の提供義務を果たします

合理的配慮	障がいのある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、過重な負担にならない範囲で、障がいの状態等に応じて、必要かつ合理的な配慮をすること。
-------	--

5 すべての県職員は、障がいの特性や必要な配慮の理解に努めます

- ・ 障がいの理解推進
 - ・ 障がいの特性や配慮方法の理解推進（あいさポーター研修の受講）
 - 障がいの理解に資する講演会等への積極的参加

障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領（検討案）

平成 27 年 月 日
長野県

（構成）

- 第 1 趣旨
 - 第 2 対象となる職員
 - 第 3 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的方向
 - (1) 障がいのある人の権利保護に関する動向
 - (2) 長野県が目指す共生社会
 - 第 4 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項
 - (1) 障がいを理由とする差別の禁止
 - (2) 不当な差別的取扱い
 - (3) 合理的配慮の提供
 - (4) 情報環境の向上
 - 第 5 障がいを理由とする差別に関する相談体制の整備
 - 第 6 理解の促進のための研修・啓発
- 附則

第 1 趣旨

この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づき、長野県の事務又は事業の実施に当たり、障がいを理由とする差別を行わないよう、職員が適切に対応するための基本的事項を定めるものとする。

第 2 対象となる職員

知事部局に属する職員とする。

第 3 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的方向

(1) 障がいのある人の権利保護に関する動向

障がいのある人の尊厳と権利を保障するための人権条約である障害者権利条約が平成 18 年に国連で採択され、平成 20 年に発効するなど、近年、国際社会において権利保護の取組が進んでいる。

国においては、平成 16 年に障害者基本法の改正を行い、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」との規定が追加された。

平成 23 年には、障害者権利条約の締結に向けて、障害者基本法の改正を行い、法律の目的を「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」とした。

加えて、それまで「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」としていた障害者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改めた。

この改正により、障がいの範囲については「その他の心身の機能の障害」として、難病等に起因する障がいを含めるとともに、社会的障壁が日常生活等で受ける制限の原因であるという考え方が取り入れられた。

また、差別には合理的配慮の否定を含むという障害者権利条約の考え方に沿って「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって差別等の禁止規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことを新たに規定した。

平成 25 年 6 月には、差別の禁止に関するより具体的な規定を示すとともに、その規定が順守されるための措置等を定めることにより、障害者基本法の差別禁止規定を具体化する法律として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）が公布され、附則の一部を除き平成 28 年 4 月から施行される。

以上のように国内法が整備され、平成 25 年 12 月に国会で障害者権利条約の締結が承認され、平成 26 年 1 月に条約が締結された。

(2) 長野県が目指す共生社会

長野県では、長野県総合 5 か年計画（しあわせ信州創造プラン）及び長野県障がい者プラン 2012 に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として「居場所と出番」を見出すことのできる“共に生きる長野県”の実現を目指している。

しかしながら、現在においても、障がいのある人の社会参加が制約されている状況があるが、こうした制約は、心身の機能の障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がい）と社会の在り方との関係によって生ずるという考え方が障害者基本法において示されている。

社会の中にある、障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを「社会的障壁」といい、次のようなものが挙げられる。

- ・ 事物（通行や利用しにくい施設・設備や音声案内・点字・手話通訳の欠如など）
- ・ 制度（利用しにくい制度など）
- ・ 慣行（障がいのある人の存在を考慮しない習慣や文化など）
- ・ 観念（障がいのある人に対する偏見、誤解、差別的な意識など）

障がいの有無にかかわらず“共に生きる長野県づくり”を進めるためには、こうした社会的障壁をなくしていくことが必要であり、その中でも、障がいのある人の社会参加等を阻む「障がいを理由とする差別」を解消する取組が重要である。

その取組は、以下の観点を踏まえて行われることが必要である。

- ① 障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される。
- ② すべての障がいのある人も社会を構成する一員であり、あらゆる分野の社会活動に参加する機会が確保されるとともに、地域生活を営む権利を有する。
- ③ 障がいを理由とする差別の多くが障がいに対する無理解や偏見等に起因していることから、障がいに対する正しい理解を広げることが必要である。
- ④ 社会の構成員（障がいの有無にかかわらず、すべての県民・事業者・行政等）が主体的に、かつ、相互に協力して取組を行うことにより「障がいのある人もない人も共に生きる」という新たな県民文化を創造する。

以上のこと及び長野県人権政策推進基本方針（平成 22 年 2 月策定）を踏まえ、県行政すべての分野で人権の視点に立ち、事務又は事業の企画立案及びその実施に当たっては、障がいのある人が、障がいのない人と等しく権利を行使できるよう、また、機会の平等が確保されるようにしなければならない。

長野県人権政策推進基本方針（抜粋）

第 4 章 人権施策の方向性

1 人権の視点に立った行政

県行政すべての分野で人権の視点に立ち、総合的に行政を推進することにより、人権が尊重される長野県を築いていきます。

例えば、障がい者の「自己実現、自立、社会参加」を実現するためには、ユニバーサルデザイン化や仕事づくりなどの具体的な施策が必要なように、福祉部門だけでなく、建設部門・労働部門など様々な分野が関係してきます。

このため、すべての県職員が人権行政の担い手であることを自覚し、常に人権の視点に立って制度や施策の企画・実行・点検・改善に当たります。

第 4 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項

長野県職員は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを行わないようにするため、また、社会的障壁を除去する合理的配慮を適切に行うため、以下の基本的事項を踏まえて取組むこととする。

(1) 障がいを理由とする差別の禁止

（法が定める義務）

第 7 条第 1 項	行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
------------	--

第 7 条第 2 項	行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合
------------	---

	<p>において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p>
--	---

※行政機関等とは、国の行政機関や地方公共団体等をいう。

このように、障がいと理由とする差別には、作為によるもの（不当な差別的取扱い）と不作為によるもの（合理的配慮の不提供）の2種類がある。

(2) 不当な差別的取扱い

不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と比較して区別、排除、制限及び条件を付ける等の異なる取扱いをすることであって、障がいのある人の権利や利益を侵害するものである。

「障がいを理由として」とは、障がいを直接の理由とする場合と、障がいそのものではないが、車いす等の福祉用具の利用や盲導犬・介助犬・聴導犬の同行等のような障がいに関連する事由を理由とする場合も含まれる。

ア 差別的取扱いの例

（具体例を記載）

イ 正当な理由に基づく行為

差別的取扱いが正当な理由の下に行われたものであり、かつ、他に代わる手段がない等のやむを得ないと認められる場合には、法が禁止する差別には当たらない。

何が正当な理由に当たるのかは、個別の事例に応じて異なってくるため、あらかじめ挙げることは困難であるが、一例としては、障がいのある人の生命又は身体を保護するために、差別的取扱いを行うことがやむを得ない場合が考えられる。

なお、正当な理由についての説明責任は行政機関にあり、その内容は第三者の立場から見ても納得を得られるような合理性を備えたものでなければならない。

(3) 合理的配慮の提供

合理的配慮は、個別具体的な場面において、障がいのある人*から、社会的障壁を取り除くための配慮を必要としている状況にあることを伝えられた場合に、対応が求められるものである。

* 本人が、障がいの状態により自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族、支援者等のコミュニケーションを補佐する者が本人を補佐して意思を表明することもあり得る。

なお、合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合には、その提供について法的義務は課せられないこととされている。

ただし、その場合であっても、配慮を求める障がいのある人と協議し、過重な負担とならない別の方法で合理的配慮を提供する必要がある。

また、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合は法的義務はないが、法の趣旨に照らし、自主的に適切な配慮を行うことが望ましい。

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び長野県福祉のまちづくり条例に基づく公共的施設や交通機関のバリアフリー化は、不特定多数の障がいのある人を対象として行われる事前的な改善措置であり、合理的配慮とは区別して、障がいを理由とした差別の解消に向けた環境整備として推進を図る必要がある。

ア 望ましい合理的配慮の例

合理的配慮の内容は、①基準・手順の変更、②物理的形狀の変更、③補助器具・サービスの提供の視点から検討することが有用である。

- ① 基準・手順の変更
(具体例を記載)
- ② 物理的形狀の変更
(具体例を記載)
- ③ 補助器具・サービスの提供
(具体例を記載)

イ 過重な負担についての考え方

合理的配慮の提供を求められた者にとって、過重な負担であるかどうかの判断に当たっては、①経済的負担、②業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。

① 経済的負担

過重な負担となる基準について、予算規模等で線引きすることは困難であるが、多額の費用を要する場合には対応が困難になることもあり得るので、提供する合理的配慮の内容については、相手方と代替案[※]の検討等について十分なコミュニケーションを図り、合理的配慮の提供義務を果たせるようにすることが必要である。

※ 代替案の例としては次のようなものが考えられる。

- ・ 手話通訳が実施できない場合に、筆談で対応する、絵又は写真で説明する。
- ・ 建物入口の段差を解消するスロープを付ける工事が実施できない場合に、車いすで入れるように板を渡す、人力で持ち上げる。

② 業務遂行に及ぼす影響

合理的配慮の提供により、業務遂行に著しい支障の有無、提供される行政サービス等の本質が損なわれるか否かといった観点からの判断が必要である。

なお、過重な負担についての説明責任は行政機関にあるため、合理的配慮の提供を求めた者に対する丁寧な説明等により責任を果たさなければならない。

(4) 情報環境の向上

ア 施設・制度のアクセシビリティの向上

県有施設について、障がいのある人が障がいのない人と等しく円滑に利用できるような構造の改善や設備の整備に努めるとともに、各種制度等について、障がいのある人にとっての利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上を図る。

例えば、施策（障がいのある人を主たる対象者とする施策に限らず、対象者として障がいのある人が想定される場合も含む。）に関する情報提供等を行う場合には、円滑

に情報を取得し、利用することができるよう、視覚障がい等の障がいの状態に応じた提供方法を講じる。

なお、障がいのある人が応募したり、申込み等を行う場合においても、障がいの状態に応じた手続、方法について配慮するとともに、情報の内容についても知的障がいのある人等にとって分かりやすいように平易な表現とするよう配慮する。

(障がいに応じた情報提供の方法の例)

視覚障がい	文書を点字やパソコン音声読み上げソフトで利用できるテキストデータで提供する。文書へ音声コードを添付する。
低視力	文書を拡大文字で提供する。
色覚障がい	印刷物に複数の色を使う場合は、色が見分けやすいように色の組み合わせに配慮する。 〔見分けやすい配色：紺と黄、白と緑など〕 〔見分けにくい配色：赤と緑、白と黄など〕
聴覚障がい	手話通訳、要約筆記、ノートテイク（筆者が聴覚障がいのある人の横で、耳で聞いた内容をノートに書き表す）
知的障がい	文書にルビを付ける、文字だけでなく絵や図を使う。

また、法令の規定に基づく資格試験等について、県が直接実施する場合は、以下のような配慮に努める。

① 試験案内及び申請書等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮する内容の明示、対応が可能な配慮事項を掲げた配慮事項希望欄の設定等
② 試験における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字、拡大文字による試験問題及び解答用紙の提供 ・ 車いすで使用できる機の提供 ・ 試験室までの介助者の同伴を認める ・ 試験時間中の服薬等を認める ・ 障がいの特性により集団の中で試験を受けることができない場合に、別室での受験を認める 等
③ 試験会場の設備等にかかる配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験会場は、車いす使用者用トイレを備えた施設とする ・ 出入口等の段差を解消するためのスロープを設置する ・ 車いす使用者用駐車場を用意する 等

※ 県が直接実施せず、関係団体への委任等により実施する場合についても、同様の配慮が行われるよう協力を要請する。

イ コミュニケーションの重要性

誰もが差別することはよくないことだと認識しているにもかかわらず、何気なくしたことが「差別だ」と言われるようなすれ違いも少なくないと考えられる。

このようなすれ違いを防ぐためには、コミュニケーションを十分にとることが重要である。障がいの状態等によってコミュニケーションが難しいと思われる場合でも、敬遠したり分かったふりをしないで、相互の意思疎通を図るよう努める。

第5 障がいを理由とする差別に関する相談体制の整備

職員が職務を遂行する中で行った障がいを理由とする差別に関して、障がいのある人等からの相談に応じると共に適切な措置を講じるため、相談窓口を健康福祉部障がい者支援課に置く。

また、障がいを理由とする差別を未然に防止する観点から、職員が行おうとする行為の適切性についても相談に応じる。(窓口の設置時期その他詳細については別に定める。)

第6 理解の促進のための研修・啓発

差別の原因として、障がいに対する無理解や偏見等が指摘されていることから、職員は障がいやその状態に応じた配慮、社会的障壁の除去の必要性等に関する理解を深めるため、健康福祉部障がい者支援課が実施する「あいサポーター研修」を受講するとともに、障がいの理解に資する講演会や障がいのある人と接することができるイベント等に積極的に参加するよう努める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年 月 日から施行する。
- 2 この要領は、国が法に基づき策定する差別解消の推進に関する基本方針や障がいを理由とした差別に関する相談事例等を踏まえ、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うこととする。